

社会福祉法人流山市社会福祉協議会ボランティア登録基準

(目的)

第1条 この基準は、流山市内における個人及び団体が自発的に行うボランティア活動の意識の高揚とその活動支援を図るため、社会福祉法人流山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティアセンターにおける、ボランティアの登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象及び要件)

第2条 登録の対象は、次の各号に掲げるすべてを満たす個人または団体とする。

- (1) 流山市内を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動に取り組む個人または団体とする。
- (2) 公益性や社会性のあるボランティア活動に取り組み、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
- (3) 団体においては、構成員が5名以上で、その半数以上が流山市内に在住していること。また、会則を有し、組織的かつ継続的に活動を行い、団体の活動内容を公表でき、会員向けの互助活動のみを行う団体でないこと。
- (4) 本会並びにボランティアセンターの事業に連携や協力ができること。
- (5) ボランティア活動保険に加入すること。

2 前項(3)の要件を満たさない団体であっても、活動目的及び内容により本会会長が特に認める場合には、登録の対象とすることができる。

(登録の申請及び承認)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、次の各号を本会会長へ提出しなければならない。

(1) 個人登録

ア ボランティア登録申請書（様式第1号）

(2) 団体登録

ア ボランティア団体登録申請書（様式第2号）

イ 団体の会則

ウ 会員名簿（様式第3号）

エ 団体の活動内容がわかる書類

（総会資料、事業計画、パンフレット、会報等）

2 本会ボランティアセンターは、前項の規定による登録申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、流山市ボランティアセンター登録者（団体）名簿に登載する。

3 本会ボランティアセンターは、申請者（個人・団体）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認しない。

- (1) 第2条の要件に適合しないとき

- (2) ボランティアセンターの運営に支障があると認められるとき
- (3) 公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると認められるとき
- (4) 活動の内容が不相当と認められるとき

(登録期間)

第4条 登録基準日（以下「基準日」という。）は、毎年4月1日とし、基準日から1年間を登録期間とする。ただし、基準日後に登録された団体や個人にあっては登録された日から登録年度末日までの期間とする。

(登録の変更)

第5条 届け出の事項に変更が生じたときは、すみやかにボランティア登録内容変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第6条 次の各号に該当する場合は、ボランティア（団体）登録を取り消すものとする。

- (1) 流山市社会福祉協議会ボランティア登録辞退届（様式第5号）により、登録者及び団体からボランティア登録を取り消す旨の申出があったとき
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなったとき
- (3) 公序良俗に反し、社会的信用を失墜するような行為があったとき
- (4) 傷病・死亡・転居等により、ボランティア活動を継続することが困難な状況が判明したとき
- (5) その他ボランティアセンターの運営に支障をきたすような行為があったとき

(登録者への支援内容)

第7条 登録した個人及び団体に対しては、次の支援を行う。

- (1) ボランティア活動に関する情報提供
- (2) ボランティア活動に関する相談及び助言
- (3) ボランティア活動に関する広報
- (4) ボランティアセンター、センター所有の資機材、書籍・視聴覚教材等の利用（一部有料）
- (5) その他、ボランティア活動に必要な支援

(個人情報の取り扱い)

第8条 登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人流山市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適切に取り扱うものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日より施行する。